

# 千葉市社会教育功労者顕彰要領の運用

## 1 一般部門の顕彰対象となるもの

社会教育に携わった年数が推薦時に10年以上の個人及び団体。ただし、千葉市PTA連絡協議会、千葉市青年協議会及びPTA・保護者会等の運営又は指導に携わった者に限っては、推薦時に5年以上とする。

### (1) 個人の例

区分	例
団体連合組織下の団体指導者	<ul style="list-style-type: none"><li>・千葉市子ども会育成連絡会加入団体の指導者</li><li>・日本ボーイスカウト千葉県連盟千葉地区加入団体の指導者</li><li>・ガールスカウト千葉市協議会加入団体の指導者</li><li>・日本海洋少年団千葉市連盟加入団体の指導者</li><li>・千葉市青年協議会加入団体の指導者</li><li>・千葉市女性グループ連絡会加入団体の指導者</li><li>・千葉市ボランティアグループ加入団体の指導者</li><li>・千葉市PTA連絡協議会加入団体の指導者</li><li>・千葉市文化連盟加入団体の指導者</li><li>・千葉市少年スポーツ連盟加入団体の指導者</li><li>・千葉市スポーツ少年団加入団体の指導者</li></ul>
審議会等の構成員	<ul style="list-style-type: none"><li>・本市教育委員会の附属機関の構成員</li><li>・千葉市公民館運営懇談会の構成員</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・千葉市科学都市戦略専門委員</li><li>・PTA・保護者会等の指導者</li><li>・放課後子ども教室実行委員</li><li>・公民館、図書館活動等でリーダーとして優れた指導性を発揮し、地域活動やボランティア活動に積極的に取り組み、他の模範となっている者</li></ul>

### (2) 団体の例

社会教育関係団体として、公民館、クラブサークル等で学んだ成果を活かし、継続的にボランティア等として実践し、その実績が客観的に認められているもの。

## 2 特別部門の顕彰対象となるもの

(1) 社会教育で得た成果をふまえ、地域の活力を向上させる努力をしているもの。

(2) 社会教育で得た成果をふまえ、ボランティア活動に活かしているもの。

例 ・公民館の料理、和裁等の講座で学んだ成果を継続的に老人ホームのボランティアに活用し、自己の充実に努めている。

・公民館、図書館活動等でリーダー（グループ）として、指導的立場で地域活動の模範的な成果がみられ、連帯の輪を拡大している。

(3) 団体活動として、会員の学習や地域活動に積極的に取り組んでおり、一時的でなく継続性をもち、今後の活動が期待される団体。

## 3 顕彰対象とならないもの

顕彰することが適当でないと認められるものは次に該当する場合をいう。

(1) 学習活動の成果は認められるが、排他的、閉鎖的で他との協調性に乏しいもの。

(2) 専制的で民主的運営がされていないもの。

(3) 自主性に乏しく、受け身の存在であるもの。

(4) 社会教育、文化活動の希薄な活動内容であるもの。

(5) 他に公序良俗に反する行為があったもの。

#### 4 推せん依頼、顕彰を受けるものの決定等

千葉県社会教育功労者顕彰要綱第5条第2項及び第8条に規定する様式は、以下のとおりとする。

##### 様式1号

##### 推せん書

推せん書に記載する事項は、次の事項に係るものとする。

- 1 推せん者
  - (1) 推せん者職・氏名
  - (2) 住所
- 2 被推せん者
  - (1) 顕彰区分
  - (2) 氏名又は団体名
  - (3) 推せん事由

##### 様式2号

##### 功績調書

功績調書に記載する事項は、次の事項に係るものとする。

- 1 氏名又は団体名
- 2 現住所又は所在地
- 3 生年月日又は設立年月日
- 4 功績概要

##### 様式3号

##### 社会教育功労者顕彰名簿

社会教育功労者顕彰名簿に記載する事項は、次の事項に係るものとする。

- 1 氏名
- 2 所属団体等
- 3 功績概要
- 4 在職年度
- 5 年数

##### 附 則

- 1 この運用は、令和元年6月7日から施行する。